

平成 22 年度 決算報告

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

貸借対照表総括表

平成23年3月31日現在

社団法人コンピュータソフトウェア協会

(単位：円)

科 目	一般会計	Pマーク事業	合 計
資産の部			
1．流動資産			
現金預金	88,762,809	5,687,376	94,450,185
現金	50,000	0	50,000
普通預金	83,712,809	5,687,376	89,400,185
定期預金	5,000,000	0	5,000,000
未収金	7,538,251	1,200,550	8,738,801
前払金	4,117,746	0	4,117,746
立替金	185,159	0	185,159
仮払金	0	0	0
流動資産合計	100,603,965	6,887,926	107,491,891
2．固定資産			
構築物	5,101,466	0	5,101,466
電話加入権	1,101,576	0	1,101,576
敷 金	9,696,240	0	9,696,240
投資有価証券	40,020,000	0	40,020,000
プライバシーマーク認定事業準備金貸付金	40,000,000	0	40,000,000
定期預金(家賃増加準備金)	15,000,000	0	15,000,000
固定資産合計	110,919,282	0	110,919,282
資 産 合 計	211,523,247	6,887,926	218,411,173
負債の部			
1．流動負債			
未払金	4,442,388	6,692,324	11,134,712
前受金	528,476	700,000	1,228,476
前受会費	5,360,000	0	5,360,000
預り金	1,089,473	7,875	1,097,348
未払法人税等	0	70,000	70,000
未払消費税等	216,100	407,200	623,300
流動負債合計	11,636,437	7,877,399	19,513,836
2．固定負債			
プライバシーマーク認定事業準備金借入金	0	40,000,000	40,000,000
固定負債合計	0	40,000,000	40,000,000
負 債 合 計	11,636,437	47,877,399	59,513,836
正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	199,886,810	40,989,473	158,897,337
正味財産合計	199,886,810	40,989,473	158,897,337
負債及び正味財産合計	211,523,247	6,887,926	218,411,173

正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

社団法人コンピュータソフトウェア協会

(単位：円)

科 目	一般会計	Pマーク事業	合 計
一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1)経常収益			
受取入会金	910,000	0	910,000
受取会費	95,835,000	0	95,835,000
受取特別会費	1,407,900	0	1,407,900
一般事業収益	6,390,790	31,653,040	38,043,830
受託事業収益	2,520,000	4,206,440	6,726,440
雑収益	8,890,364	1,872	8,892,236
経常収益計	115,954,054	35,861,352	151,815,406
(2)経常費用			
一般事業費	45,019,241	6,800,442	51,819,683
管理費	68,159,046	28,657,707	96,816,753
減価償却費	1,144,197	0	1,144,197
経常費用計	114,322,484	35,458,149	149,780,633
当期経常増減額	1,631,570	403,203	2,034,773
2．経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,631,570	403,203	2,034,773
一般正味財産期首残高	198,255,240	41,392,676	156,862,564
一般正味財産期末残高	199,886,810	40,989,473	158,897,337
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	199,886,810	40,989,473	158,897,337

収支計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

社団法人コンピュータソフトウェア協会

(単位：円)

科 目	一般会計	Pマーク事業	合 計
事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
入会金収入	910,000	0	910,000
会費収入	95,835,000	0	95,835,000
特別会費収入	1,407,900	0	1,407,900
一般事業収入	6,390,790	31,653,040	38,043,830
受託事業収入	2,520,000	4,206,440	6,726,440
雑収入	8,890,364	1,872	8,892,236
その他の事業活動収入	5,000,000	0	5,000,000
事業活動収入計	120,954,054	35,861,352	156,815,406
2．事業活動支出			
一般事業費支出	45,019,241	6,800,442	51,819,683
管理費支出	68,159,046	28,657,707	96,816,753
事業活動支出計	113,178,287	35,458,149	148,636,436
事業活動収支差額	7,775,767	403,203	8,178,970
投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2．投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2．財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	7,775,767	403,203	8,178,970
前期繰越収支差額	81,191,761	1,392,676	79,799,085
次期繰越収支差額	88,967,528	989,473	87,978,055

財産目録総括表

平成23年3月31日現在

社団法人コンピュータソフトウェア協会

(単位：円)

科 目	一般会計	Pマーク事業	合 計
資産の部			
1．流動資産			
現金手許有高	50,000	0	50,000
普通預金	83,712,809	5,687,376	89,400,185
りそな銀行赤坂支店（経費等）	8,271,702	0	8,271,702
りそな銀行赤坂支店（Pマーク）	0	5,687,376	5,687,376
三井住友銀行神田支店（会費等）	75,127,317	0	75,127,317
三菱UFJ信託銀行本店	313,790	0	313,790
定期預金	5,000,000	0	5,000,000
三菱UFJ信託銀行本店	5,000,000	0	5,000,000
未収金	7,538,251	1,200,550	8,738,801
管理	78,107	0	78,107
Pマーク	5,549,144	1,200,550	6,749,694
コンピュータ教育振興協会	1,911,000	0	1,911,000
前払金	4,117,746	0	4,117,746
立替金	185,159	0	185,159
コンピュータ教育振興協会	185,159	0	185,159
流動資産合計	100,603,965	6,887,926	107,491,891
2．固定資産			
構築物	5,101,466	0	5,101,466
電話加入権	1,101,576	0	1,101,576
敷金	9,696,240	0	9,696,240
投資有価証券	40,020,000	0	40,020,000
プライバシーマーク認定事業準備金貸付金	40,000,000	0	40,000,000
定期預金（家賃増加準備金）	15,000,000	0	15,000,000
固定資産合計	110,919,282	0	110,919,282
資産合計	211,523,247	6,887,926	218,411,173
負債の部			
1．流動負債			
未払金	4,442,388	6,692,324	11,134,712
前受金	528,476	700,000	1,228,476
一般事業	16,800	700,000	716,800
コンピュータ教育振興協会	511,676	0	511,676
前受会費	5,360,000	0	5,360,000
正会員	3,610,000	0	3,610,000
賛助会員	1,750,000	0	1,750,000
預り金	1,089,473	7,875	1,097,348
源泉税（給与）	622,400	0	622,400
源泉税（報酬）	165,610	7,875	173,485
職員住民税	290,900	0	290,900
その他	10,563	0	10,563
未払法人税等	0	70,000	70,000
未払消費税等	216,100	407,200	623,300
流動負債合計	11,636,437	7,877,399	19,513,836
2．固定負債			
プライバシーマーク認定事業準備金借入金	0	40,000,000	40,000,000
固定負債合計	0	40,000,000	40,000,000
負債合計	11,636,437	47,877,399	59,513,836
正味財産	199,886,810	40,989,473	158,897,337

貸借対照表

平成23年3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	22年度	21年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	88,762,809	82,793,238	5,969,571
現金	50,000	50,000	0
普通預金	83,712,809	82,743,238	969,571
定期預金	5,000,000	0	5,000,000
未収金	7,538,251	4,168,591	3,369,660
前払金	4,117,746	4,068,599	49,147
立替金	185,159	499,448	314,289
未収消費税等	0	581,100	581,100
流動資産合計	100,603,965	92,110,976	8,492,989
2. 固定資産			
構築物	5,101,466	6,245,663	1,144,197
電話加入権	1,101,576	1,101,576	0
敷 金	9,696,240	9,696,240	0
投資有価証券	40,020,000	40,020,000	0
プライバシーマーク認定事業準備金貸付金	40,000,000	40,000,000	0
定期預金(家賃増加準備金)	15,000,000	20,000,000	5,000,000
固定資産合計	110,919,282	117,063,479	6,144,197
資産合計	211,523,247	209,174,455	2,348,792
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,442,388	3,988,753	453,635
前受金	528,476	520,076	8,400
前受会費	5,360,000	5,240,000	120,000
預り金	1,089,473	1,100,386	10,913
未払法人税等	0	70,000	70,000
未払消費税等	216,100	0	216,100
流動負債合計	11,636,437	10,919,215	717,222
負債合計	11,636,437	10,919,215	717,222
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	199,886,810	198,255,240	1,631,570
正味財産合計	199,886,810	198,255,240	1,631,570
負債及び正味財産合計	211,523,247	209,174,455	2,348,792

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	22年度	21年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	910,000	980,000	70,000
受取会費	95,835,000	99,052,500	3,217,500
正会員受取会費	85,680,000	88,075,000	2,395,000
賛助会員受取会費	10,155,000	10,977,500	822,500
受取特別会費	1,407,900	1,557,700	149,800
一般事業収益	6,390,790	11,513,130	5,122,340
受託事業収益	2,520,000	6,723,953	4,203,953
A C S P 受託事業収益	2,520,000	3,780,000	1,260,000
その他受託事業収益	0	2,943,953	2,943,953
雑収益	8,890,364	7,740,441	1,149,923
受取利息	14,000	1,840	12,160
有価証券運用益	119,672	292,800	173,128
その他雑収益	675,130	1,351,191	676,061
A C S P 関連収益	8,081,562	6,094,610	1,986,952
その他の事業活動収益	0	27,160,000	27,160,000
退室補償金収益	0	27,160,000	27,160,000
経常収益計	115,954,054	154,727,724	38,773,670
(2) 経常費用			
一般事業費	45,019,241	20,493,656	24,525,585
給与手当	21,757,266	0	21,757,266
法定福利費	2,475,642	0	2,475,642
旅費交通費	1,052,816	816,802	236,014
通信運搬費	71,160	91,100	19,940
委託費	2,138,000	2,273,138	135,138
会議費	1,791,283	1,743,423	47,860
会場費	100,800	78,775	22,025
総会費	873,180	657,615	215,565
会員懇親費	9,727,700	10,166,503	438,803
印刷製本費	1,423,406	928,740	494,666
広告宣伝費	908,476	908,476	0
新聞図書費	40,615	0	40,615
諸会費	0	264,000	264,000
諸謝金	2,658,897	2,539,286	119,611
雑費	0	25,798	25,798
受託事業費	0	2,267,398	2,267,398
旅費交通費	0	673,810	673,810
委託費	0	168,000	168,000
会場費	0	858,588	858,588
諸謝金	0	567,000	567,000
管理費	68,159,046	92,070,813	23,911,767
給与手当	28,136,366	53,049,020	24,912,654
法定福利費	3,150,817	5,028,617	1,877,800
福利厚生費	689,742	668,895	20,847
旅費交通費	311,042	161,564	149,478
通信運搬費	883,635	1,045,791	162,156
委託費	6,691,174	3,931,912	2,759,262
賃借料	21,677,265	18,518,360	3,158,905

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	22年度	21年度	増 減
水道光熱費	0	73,216	73,216
リース料	2,397,525	2,286,765	110,760
会議費	349,004	517,542	168,538
渉外費	68,353	18,900	49,453
印刷製本費	398,458	161,994	236,464
新聞図書費	224,262	258,813	34,551
什器備品費	204,800	261,006	56,206
消耗品費	1,158,032	1,177,123	19,091
諸会費	348,476	451,953	103,477
租税公課	635,800	3,298,800	2,663,000
修繕維持費	397,615	389,533	8,082
支払手数料	359,245	451,657	92,412
保険料	77,435	92,672	15,237
雑費	0	226,680	226,680
減価償却費	1,144,197	2,567,636	1,423,439
その他の事業活動費	0	6,449,399	6,449,399
移転費用	0	6,449,399	6,449,399
経常費用計	114,322,484	123,848,902	9,526,418
評価損益等調整前当期経常増減額	1,631,570	30,878,822	29,247,252
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,631,570	30,878,822	29,247,252
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
ソフトウェア資産除却損	0	4,335,660	4,335,660
経常外費用計	0	4,335,660	4,335,660
当期経常外増減額	0	4,335,660	4,335,660
当期一般正味財産増減額	1,631,570	26,543,162	24,911,592
一般正味財産期首残高	198,255,240	171,712,078	26,543,162
一般正味財産期末残高	199,886,810	198,255,240	1,631,570
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	199,886,810	198,255,240	1,631,570

収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算対比	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	700,000	910,000	130.0%	
会費収入	88,000,000	95,835,000	108.9%	
正会員会費収入	77,310,000	85,680,000	110.8%	
賛助会員会費収入	10,690,000	10,155,000	95.0%	
特別会費収入	1,560,000	1,407,900	90.3%	
一般事業収入	14,680,000	6,390,790	43.5%	
セミナー・研修講座受講料収入	1,800,000	1,806,450	100.4%	
その他収入	12,880,000	4,584,340	35.6%	試験認定料等
受託事業収入	2,520,000	2,520,000	100.0%	
A C S P 受託事業収入	2,520,000	2,520,000	100.0%	
雑収入	6,140,000	8,890,364	144.8%	
受取利息収入	0	14,000	-	
有価証券運用収入	0	119,672	-	国債
その他雑収入	0	675,130	-	他機関委員手当、会議室利用料等
A C S P 関連収入	6,140,000	8,081,562	131.6%	家賃負担金、立替広報費等
その他の事業活動収入	5,000,000	5,000,000	100.0%	
家賃増加準備金収入	5,000,000	5,000,000	100.0%	積立金取り崩し(1回目)
事業活動収入計	118,600,000	120,954,054	102.0%	
2. 事業活動支出				
一般事業費支出	24,165,000	45,019,241	186.3%	
給与手当支出	0	21,757,266	-	事業割合に基づき一部管理費より振替
法定福利費支出	0	2,475,642	-	事業割合に基づき一部管理費より振替
旅費交通費支出	1,030,000	1,052,816	102.2%	台湾出張時宿泊費分を含む(別途徴収)
通信運搬費支出	60,000	71,160	118.6%	
委託費支出	4,735,000	2,138,000	45.2%	
会議費支出	1,555,000	1,791,283	115.2%	
会場費支出	276,000	100,800	36.5%	
総会費支出	950,000	873,180	91.9%	
会員懇親費支出	9,600,000	9,727,700	101.3%	
印刷製本費支出	940,000	1,423,406	151.4%	活動報告書増ページのため
広告宣伝費支出	970,000	908,476	93.7%	
新聞図書費支出	280,000	40,615	14.5%	
諸謝金支出	3,749,000	2,658,897	70.9%	
雑費支出	20,000	0	0.0%	
管理費支出	94,410,000	68,159,046	72.2%	
給与手当支出	51,510,000	28,136,366	54.6%	事業割合に基づき一部事業費へ振替
法定福利費支出	5,740,000	3,150,817	54.9%	事業割合に基づき一部事業費へ振替
福利厚生費支出	1,000,000	689,742	69.0%	
旅費交通費支出	250,000	311,042	124.4%	
通信運搬費支出	1,000,000	883,635	88.4%	
委託費支出	6,450,000	6,691,174	103.7%	
賃借料支出	21,700,000	21,677,265	99.9%	
リース料支出	2,280,000	2,397,525	105.2%	Pマークとの案分額変更
会議費支出	600,000	349,004	58.2%	
渉外費支出	100,000	68,353	68.4%	
印刷製本費支出	400,000	398,458	99.6%	
新聞図書費支出	250,000	224,262	89.7%	

収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算対比	備 考
什器備品費支出	0	204,800	-	% ノートPC購入
消耗品費支出	1,200,000	1,158,032	96.5%	
諸会費支出	500,000	348,476	69.7%	
租税公課支出	500,000	635,800	127.2%	消費税増
修繕維持費支出	380,000	397,615	104.6%	
支払手数料支出	450,000	359,245	79.8%	
保険料支出	100,000	77,435	77.4%	
事業活動支出計	118,575,000	113,178,287	95.4%	
事業活動収支差額	25,000	7,775,767	5.0%	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	25,000	0	0.0%	
当期収支差額	0	7,775,767	-	%
前期繰越収支差額	81,191,761	81,191,761		
次期繰越収支差額	81,191,761	88,967,528		

一般会計収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲には以下の科目を含めており、その残高は以下のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高	差 異
現金・預金	82,793,238	88,762,809	5,969,571
未収会費	0	0	0
未収金	4,168,591	7,538,251	3,369,660
前払金	4,068,599	4,117,746	49,147
立替金	499,448	185,159	314,289
未収消費税等	581,100	0	581,100
合 計	92,110,976	100,603,965	8,492,989
未払金	3,988,753	4,442,388	453,635
前受金	520,076	528,476	8,400
前受会費	5,240,000	5,360,000	120,000
預り金	1,100,386	1,089,473	10,913
未払法人税等	70,000	0	70,000
未払消費税等	0	216,100	216,100
合 計	10,919,215	11,636,437	717,222
次期繰越収支差額	81,191,761	88,967,528	7,775,767

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金		手元保管	運転資金として	50,000
預金		普通預金		83,712,809
		りそな銀行赤坂支店		8,271,702
		三井住友銀行神田支店		75,127,317
		三菱UFJ信託銀行本店		313,790
		定期預金		5,000,000
		三菱UFJ信託銀行本店		5,000,000
未収金				7,538,251
管理				78,107
Pマーク				5,549,144
コンピュータ教育振興協会				1,911,000
前払金				4,117,746
立替金				185,159
コンピュータ教育振興協会				185,159
流動資産合計				100,603,965
(固定資産)				
構築物				5,101,466
電話加入権				1,101,576
敷金				9,696,240
投資有価証券				40,020,000
ブランドシマーク認定事業準備金貸付金				40,000,000
定期預金(家賃増加準備金)				15,000,000
固定資産合計				110,919,282
資産合計				211,523,247
(流動負債)				
未払金				4,442,388
前受金				528,476
一般事業				16,800
コンピュータ教育振興協会				511,676
前受会費				5,360,000
正会員				3,610,000
賛助会員				1,750,000
預り金				1,089,473
源泉税(給与)				622,400
源泉税(報酬)				165,610
職員住民税				290,900
その他				10,563
未払消費税等				216,100
固定負債合計				11,636,437
負債合計				11,636,437
正味財産				199,886,810

貸借対照表

平成23年3月31日現在

Pマーク事業特別会計

(単位:円)

科 目	22年度	21年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,687,376	2,163,194	3,524,182
普通預金	5,687,376	2,163,194	3,524,182
未収金	1,200,550	811,365	389,185
前払金	0	399,540	399,540
未収消費税等	0	1,945,600	1,945,600
流動資産合計	6,887,926	5,319,699	1,568,227
資産合計	6,887,926	5,319,699	1,568,227
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	6,692,324	3,212,375	3,479,949
前受金	700,000	3,500,000	2,800,000
預り金	7,875	0	7,875
未払法人税等	70,000	0	70,000
未払消費税等	407,200	0	407,200
流動負債合計	7,877,399	6,712,375	1,165,024
2. 固定負債			
プラパシマーク認定事業準備金借入金	40,000,000	40,000,000	0
固定負債合計	40,000,000	40,000,000	0
負債合計	47,877,399	46,712,375	1,165,024
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	40,989,473	41,392,676	403,203
正味財産合計	40,989,473	41,392,676	403,203
負債及び正味財産合計	6,887,926	5,319,699	1,568,227

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

Pマーク事業特別会計

(単位:円)

科 目	22年度	21年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
一般事業収益	31,653,040	25,238,860	6,414,180
セミナー・研修講座受講料	0	77,700	77,700
プライバシーマーク審査料	31,653,040	25,161,160	6,491,880
受託事業収益	4,206,440	5,744,580	1,538,140
J I P D E C 審査受託収益	3,681,440	4,519,860	838,420
Pマークその他受託収益	525,000	1,224,720	699,720
雑収益	1,872	9,645	7,773
受取利息	1,872	9,645	7,773
経常収益計	35,861,352	30,993,085	4,868,267
(2) 経常費用			
一般事業費	6,800,442	7,554,062	753,620
旅費交通費	561,375	574,848	13,473
通信運搬費	128,367	170,802	42,435
委託費	4,796,500	4,819,332	22,832
印刷製本費	214,200	18,375	195,825
諸会費	71,700	104,605	32,905
租税公課	1,028,300	1,866,100	837,800
管理費	28,657,707	29,132,830	475,123
給与手当	20,247,768	20,749,080	501,312
法定福利費	2,878,079	2,802,161	75,918
福利厚生費	213,500	0	213,500
委託費	276,221	284,649	8,428
賃借料	3,729,396	3,479,975	249,421
水道光熱費	0	29,286	29,286
リース料	845,688	821,163	24,525
消耗品費	291,835	294,840	3,005
修繕維持費	125,280	120,982	4,298
支払手数料	19,380	13,545	5,835
保険料	30,560	37,149	6,589
雑費	0	500,000	500,000
経常費用計	35,458,149	36,686,892	1,228,743
評価損益等調整前当期経常増減額	403,203	5,693,807	6,097,010
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	403,203	5,693,807	6,097,010
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	403,203	5,693,807	6,097,010
一般正味財産期首残高	41,392,676	35,698,869	5,693,807
一般正味財産期末残高	40,989,473	41,392,676	403,203
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	40,989,473	41,392,676	403,203

収 支 計 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

Pマーク事業特別会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算対比	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
一般事業収入	32,930,000	31,653,040	96.1%	
セミナー・研修講座受講料収入	60,000	0	0.0%	
プライバシーマーク審査料収入	32,870,000	31,653,040	96.3%	
受託事業収入	6,122,000	4,206,440	68.7%	
J I P D E C 審査受託収入	6,122,000	3,681,440	60.1%	
Pマークその他受託収入	0	525,000	0.0%	
雑収入	0	1,872	0.0%	
受取利息収入	0	1,872	0.0%	普通預金利息
事業活動収入計	39,052,000	35,861,352	91.8%	
2. 事業活動支出				
一般事業費支出	8,420,000	6,800,442	80.8%	
旅費交通費支出	650,000	561,375	86.4%	
通信運搬費支出	150,000	128,367	85.6%	
委託費支出	5,620,000	4,796,500	85.3%	
会議費支出	20,000	0	0.0%	
印刷製本費支出	250,000	214,200	85.7%	
新聞図書費支出	20,000	0	0.0%	
消耗品費支出	20,000	0	0.0%	
諸会費支出	150,000	71,700	47.8%	
諸謝金支出	40,000	0	0.0%	
租税公課支出	1,500,000	1,028,300	68.6%	未払法人税、消費税を含む
管理費支出	29,240,000	28,657,707	98.0%	
給与手当支出	20,500,000	20,247,768	98.8%	
法定福利費支出	2,900,000	2,878,079	99.2%	
福利厚生費支出	250,000	213,500	85.4%	
委託費支出	380,000	276,221	72.7%	
賃借料支出	3,730,000	3,729,396	100.0%	
リース料支出	960,000	845,688	88.1%	
消耗品費支出	330,000	291,835	88.4%	
修繕維持費支出	130,000	125,280	96.4%	
支払手数料支出	20,000	19,380	96.9%	
保険料支出	40,000	30,560	76.4%	
事業活動支出計	37,660,000	35,458,149	94.2%	
事業活動収支差額	1,392,000	403,203	29.0%	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	1,392,000	403,203	29.0%	
前期繰越収支差額	1,392,000	1,392,676		
次期繰越収支差額	0	989,473		

Pマーク特別会計収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲には以下の科目を含めており、その残高は以下のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高	差 異
現金預金	2,163,194	5,687,376	3,524,182
未収金	811,365	1,200,550	389,185
前払金	399,540	0	399,540
未収消費税等	1,945,600	0	1,945,600
合 計	5,319,699	6,887,926	1,568,227
未払金	3,212,375	6,692,324	3,479,949
前受金	3,500,000	700,000	2,800,000
預り金	0	7,875	7,875
未払法人税等	0	70,000	70,000
未払消費税等	0	407,200	407,200
合 計	6,712,375	7,877,399	1,165,024
次期繰越収支差額	1,392,676	989,473	403,203

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

Pマーク事業特別会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金 りそな銀行赤坂支店	運転資金として	5,687,376
				5,687,376
	未収金			1,200,550
	受託事業		JIPDEC他	500,550
	Pマーク		審査料1件	700,000
流動資産合計				6,887,926
資産合計				6,887,926
(流動負債)	未払金			6,692,324
	前受金			700,000
	預り金			7,875
	源泉税(報酬)			7,875
	未払法人税等			70,000
	未払消費税等			407,200
流動負債合計				7,877,399
(固定負債)				
	ブランドシマーク認定事業準備金借入金			40,000,000
固定負債合計				40,000,000
負債合計				47,877,399
正味財産				40,989,473

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産...定率法によっています。

無形固定資産...定額法によっています。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	7,532,299	2,430,833	5,101,466
合計	7,532,299	2,430,833	5,101,466

3. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国債	40,020,000	40,041,680	21,680
合計	40,020,000	40,041,680	21,680

平成23年5月18日

社団法人コンピュータソフトウェア協会
会長 和田 成史 殿

監事 山田 隆明 
監事 浅野 悦男 

監 査 報 告 書

私監事は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における会計及び業務についての監査を行い、次のように報告します。

1. 監査の方法と概要

- (1) 会計監査のため、帳簿並びに関係書類の閲覧をし、貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録について検討し、必要と思われる監査手続きを用いて調査した。
- (2) 業務監査のため、関係書類を閲覧し、業務執行について検討し、必要と思われる監査手続きを用いて調査した。

2. 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録は会計帳簿の記載と一致し、法令及び規約に従って、団体の財政及び収支状況を正しく示していると認められる。
- (2) 事業報告書の内容及び業務執行に関して、不正行為または法令もしくは規約に違反する事実はないことを認める

第 3 号議案

平成 23 年度 事業計画（案）承認の件

自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

・活動方針

日本経済は、平成 20 年秋の金融不安を発端とする世界的な大不況からの回復途上にあつたが、平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災によって景気の不透明感が強まっている。震災復興事業による投資需要が見込まれているものの、企業の生産、個人消費の落ち込みから本格的な景気回復はかなり遅れるものと予想されており、ソフトウェア製品業界の景況の先行きについても不安が増している。

しかし、IT は、社会インフラや企業活動、私たちの日常生活を支える重要な要素であることは変わらず、中長期的な視点に立てば、資源に乏しく人口減少が進む日本にとって、ソフトウェア産業を含む情報通信産業は、未来の成長のための新たなイノベーションを生み出す産業であることは間違いない。

また、市場を見るとスマートフォンやタブレット型 PC などの新しいモバイル機器の利用が本格化する中、SaaS (Software as a Service) / クラウドコンピューティングの普及によって、ビジネスモデルの変革を伴うパラダイムシフトが進んでいる。特に、東日本大震災後、データやシステムの消失というリスクに対する意識の高まりから、クラウドコンピューティングの需要や利用意向が高まっており、このパラダイムシフトが加速する可能性が高い。

以上のような経済情勢やソフトウェアビジネスを取り巻く環境の変化を踏まえ、社団法人コンピュータソフトウェア協会 (CSAJ) は、新しい時代のインフラを提供する通信企業やハードウェア関連企業との連携を強化しつつ、オープン、フェア、グローバルの基本理念を掲げ、中長期的な視点で以下のような幅広い活動を続けていく。

平成 23 年度の重点活動は以下の通りである。

- (1) 技術関連：平成 22 年度に開始したソフトウェア製品の品質指標 (基準) に関する研究をさらに推し進めるとともに、ソフトウェア製品の品質認証制度の創設について検討を進める。また、SaaS/クラウドコンピューティング、モバイルなどに関連する新技術の動向について調査、セミナー、研修を行う。
- (2) 国際関連：中国を中心としたアジア市場の開拓に資するため、各種のセミナー、勉強会を通じて、海外動向、海外進出事例、現地情報の提供を行うとともに、中国を訪問し、中国ソフトウェア産業協会 (CSIA) との協力関係を強化する。
- (3) ベンチャー企業の発掘・育成：アライアンスビジネス交流会などを通じてソフトウェア系ベンチャー企業の発掘・育成のための活動を進める。
- (4) 一般社団法人への移行：内閣府に一般社団法人への移行申請を行うとともに、総務委員会の下に「新規活動企画検討会」を設置し、一般社団法人として行うべき活動 (24 年度の活動) について検討を行う。

なお、主な継続活動は以下の通りである。

- (1) 取引慣行・契約・法務関連：(社)日本コンピュータシステム販売店協会と共同で平成 22 年度より設立した「情報システム取引者育成協議会」を通じ、情報システム取引者育成プログラムを推進する。また、大改正が予定されている民法 (債権法) について検討を行い、業界としての要望・意見をとりまとめ、関係各所に提出していく。
- (2) 会員サービスの充実：平成 22 年度に構築した「会員企業保有技術検索サービス」の提供・更新、協会が主催するセミナー・勉強会の動画配信サービスの提供、「CSAJ 研修ポータルサイト」の運営、めるまがの配信などを通じて会員への情報提供サービスを充実していく。

・協会の会務 (通常総会・理事会・幹部会・交流会等の開催)

1. 通常総会の開催 (6 月 8 日 (水) 10:00~11:30) 於：ホテルオークラ
2. 理事会の開催 (年 4 回：5 月 11 日 (水)、9 月 14 日 (水)、12 月 14 日 (水)、3 月 14 日 (水))
3. 幹部会の開催 (年 4 回：4 月 13 日 (水)、7 月 13 日 (水)、11 月 9 日 (水)、2 月 8 日 (水))
4. 各種交流会・懇親会の開催

総会懇親パーティ (平成 23 年 6 月 8 日 (水)) 通常総会終了後に開催

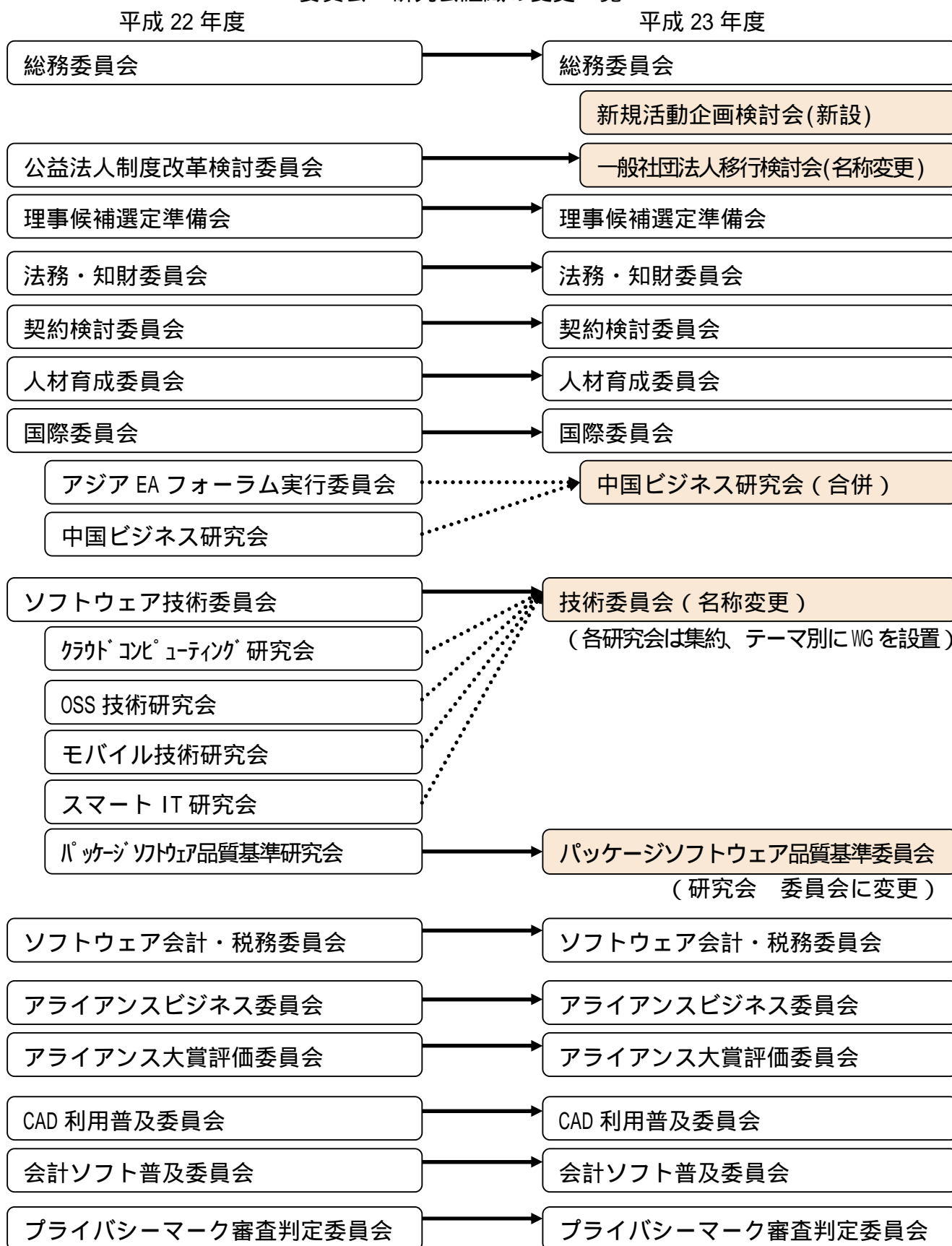
会員交流会 (平成 23 年 9 月 14 日 (水)) 理事会終了後に開催 於：トスラブ山王

賀詞交歓会 (平成 24 年 1 月 18 日 (水)) 於：帝国ホテル

・委員会・研究会活動

平成 23 年度は、以下の通り委員会・研究会等の組織を一部変更し活動を行う。

< 委員会・研究会組織の変更一覧 >



1. 総務委員会

委員長：和田 成史（㈱オービックビジネスコンサルタント 代表取締役社長）

国の施策などを見据え必要に応じて政策提言等の意見を各委員会・研究会等から求め提案する。また、協会全体の運営等における基本問題等の解決を含み、具体的検討を行う為の部会を組織するとともに、以下の活動を行う。

協会全体事業の予算及び活動計画の検討
情報化促進貢献者等表彰等への推薦

1) 新規活動企画検討会（新設）

主査：前川 徹（社団法人コンピュータソフトウェア協会 専務理事）

平成 24 年度の一般社団法人への移行を見据え、新法人としての活動内容について、業界および会員のニーズ等を調査しつつ、具体的な企画検討を行う場として新たに設置する。具体的に優れたソフトウェアを表彰する制度の創設や広報活動の強化策などについて（以下参照）も検討する。なお、参加メンバーについては、開発現場等を熟知し、広い視野をもった人材を理事企業や会員企業から広く推薦を仰ぎ組織する。

ソフトウェア・オブ・ザ・イヤー（仮称）の創設について検討

優れたソフトウェア（パッケージソフトウェア、SaaS、ソフトウェアアプライアンス）を対象とした表彰制度の創設について検討する。

広報活動の強化策の検討

協会の各種活動成果等について、会員や業界等へのさらなる露出を計るために、組織的な取り組み等を検討する。

会員維持・拡大の検討

2) 一般社団法人移行検討会

主査：和田 成史（㈱オービックビジネスコンサルタント 代表取締役社長）

平成 23 年度中に、一般社団法人への移行申請を行うための組織・運営等の検討および各種提出書類の確認を行い、幹部会、理事会、6 月通常総会での承認を経て内閣府に申請する。

2. 理事候補選定準備会

委員長：和田 成史（㈱オービックビジネスコンサルタント 代表取締役社長）

平成 24 年度の理事改選に伴い、理事選定方法・理事選定基準等の確認を行い、理事候補者を選定し、総務委員会、幹部会、理事会、総会へ推薦する。

3. 法務・知財委員会

委員長：舟山 聡（日本マイクロソフト㈱ 法務・政策企画統括本部 法務本部長・弁護士）

副委員長：平野 高志（ブレイクモア法律事務所 弁護士）

クラウド時代の新しい法律問題、100 年に一度の債権法の大改正といった重要課題をはじめとする、IT 企業の法務・知財に影響のある旬なテーマについて研究を行い、実務担当者の一助となる情報共有及び発信を行う会合を定期開催する。また、専門家や担当官らによる新法、新ガイドライン等の説明会を企画・実施する。

検討候補テーマ

クラウドコンピューティングにまつわる法的問題、ソフトウェアの輸出管理の問題、ソフトウェアのリース取引における法律問題、ソフトウェアのライセンス・サブライセンスと販売取引について、アジア進出に向けた法的課題、債権法改正など最新の法令動向や判例研究、個人情報の取り扱いやコンプライアンスの範囲について

4. 契約検討委員会

委員長：板東 直樹（アップデートテクノロジー㈱ 代表取締役社長）

情報システム取引においてソフトウェアベンダが直面する契約や取引プロセスに関する諸問題について議論を行い、サンプルモデルの策定等を検討する。また、情報システム取引者育成協議会が運営する活動に対して協力を行う。

「情報システム・モデル取引・契約書〈追補版〉」の重要事項説明書について取引規模に応じて利用可能な簡易版作成（情報システム取引者育成協議会に協力）

ソフトウェアベンダの契約・取引プロセス諸問題

- ・パッケージソフト開発企業及びパートナー企業間での取引モデル契約
- ・アジャイル開発手法を採用した取引モデル契約

5. 人材育成委員会

委員長：宇野 和彦（㈱スキルメイト 代表取締役）

会員企業を中心とした IT 業界の更なる人材育成を図ることを目的に以下の活動を行う。

研修のありかたについての考察

- ・平成 22 年度に実施した社員研修アンケートの結果をもとに、IT 業界に勤務する人材のスキルレベルアップのための研修等について考察する。

各種情報の共有化および活用方法の検討

- ・「CSAJ 研修ポータルサイト」による各種研修情報の提供
- ・新しい研修方法や評価方法についての情報収集およびセミナー・研修講座の開催
- ・人材育成、採用に関する助成金、補助金についての情報収集および提供
- ・産学連携による「インターンシップマッチングサイト」についての情報収集および有効活用方法の検討
- ・国の施策（ITSS、情報処理技術者試験、IT パスポート試験等）の情報収集、各種情報の共有化および有効活用方法の検討

6. 国際委員会

委員長：大三川 彰彦（トレンドマイクロ㈱ 取締役日本地域担当）

アジア圏を中心とした海外へのビジネス進出拡大を目的に、以下の研究会を設置し活動するとともに、その他地域等についても、関係団体等との協力を得てグローバル化に向けた各種情報提供等を行う。

1) 中国ビジネス研究会

主査：竹原 司（㈱デザイン・クリエイション 最高顧問）

海外進出の事例情報や海外動向などに関するセミナー等の企画・開催。

社団法人情報サービス産業協会（JISA）日中部会とも協力し活動を行う。

アジアの関連団体との交流・情報収集、さらにはビジネスマッチングをも含めた活動を推進するため、中国ソフトウェア産業協会（CSIA）と相互協力を行うことで覚書を締結する。

その一環として、「日中企業情報化ソフトウェアサミット（開催地：中国・徐州）」を 10 月末頃に開催することとし、CSAJ 側ではワーキンググループ（リーダー：五十木 正 ㈱ワークスソリューションズ）を設置し、具体的活動を行う。なお、両団体の調印は当該サミットのオープニング時に行う予定。

2) その他国際活動

海外団体等の来日視察、在京公館（大使館等）主催交流会、関連団体（JETRO 等）主催催事などについての対応・情報提供を行う。

関連団体（JETRO、JISA 等）が主催する海外視察に必要な応じて共催するとともに、会員企業から海外視察等の実施希望が多く寄せられる場合にはその企画等の検討を行う。

その他、必要に応じて海外視察ツアーの企画・実施する。

7. 技術委員会（名称変更・旧：ソフトウェア技術委員会 各研究会活動を集約）

委員長：木下 仁（㈱アールワークス 代表取締役社長）

副委員長：山本 祥之（㈱インテリジェントウェイブ 代表取締役社長）

副委員長：佐藤 武（㈱ミラクル・リナックス 代表取締役会長）

副委員長：田中 啓一（日本事務器㈱ 代表取締役社長）

副委員長：下野 文久（インテル㈱）ソフトウェア・マーケティング統括部長）

前年度ソフトウェア技術委員会および傘下の各研究会で活動を行った結果、各研究会間で共通性のあるテーマが見えてきたことから、今年度はクラウドコンピューティング研究会、OSS 技術研究会、モバイル技術研究会、スマート IT 研究会を技術委員会へ集約し、以下の活動を行う。

最新技術動向や利用事例についてのセミナーや勉強会の企画検討と運営を行う。

会員企業の関心の高いテーマ（SaaS/クラウドコンピューティングやモバイルコンピューティングなど）について適宜ワーキンググループを結成し、具体的な活動を検討し、実施する。

8. パッケージソフトウェア品質基準委員会（名称変更・旧：パッケージソフトウェア品質基準研究会）
 委員長：藤井 洋一（日本ナレッジ㈱ 代表取締役）
 パッケージソフトウェアの品質を示すため JIS 規格や ISO/IEC 規格を参照し、準じた形式で具体的な解説を行う指標（基準）を策定し、利用するためのガイドブック（手順書）を作成。また、第三者機関、様々な団体や関係省庁に協力を要請しながら品質認証制度について検討を行う。
9. ソフトウェア会計・税務委員会
 委員長：荻原 紀男（㈱豆蔵 OS ホールディングス 代表取締役社長）
 (1)平成 24 年度税制改正に向けた要望・提案事項の検討及び作成、(2)国際会計基準（IFRS）がソフトウェア業界に与える影響についての研究、(3)経営者層向け会計・税務・労務等セミナーの企画・実施、の 3 つのテーマを中心に活動を行う。
10. アライアンスビジネス委員会
 委員長：田中 聡（㈱ミクロス ソフトウェア 代表取締役社長）
 IT 企業間のビジネスアライアンス活性化のための施策等を検討するとともに、提携拡大のための支援活動を行う。具体的な活動として、アライアンスビジネス交流会を主催し、主にベンチャー企業や中小企業を対象に、ソフトウェアプロダクトやサービスなどのプレゼンテーションの場を提供し、参加企業相互のビジネスマッチングや今後のビジネス交流を深めるための会合等を定期開催する。
 アライアンスビジネス交流会（ビジネスマッチング）の開催（年間 8 回の予定）
 第 1 回 平成 23 年 4 月 20 日（水） 第 5 回 平成 23 年 9 月 21 日（水）
 第 2 回 平成 23 年 5 月 18 日（水） 第 6 回 平成 23 年 10 月 19 日（水）
 第 3 回 平成 23 年 6 月 22 日（水） 第 7 回 平成 23 年 12 月 7 日（水）
 第 4 回 平成 23 年 7 月 20 日（水） 第 8 回 平成 24 年 2 月 22 日（水）
 CSAJ アライアンス大賞の第一次選考を行い、アライアンス大賞評価委員会へ推薦
11. アライアンス大賞評価委員会
 委員長：井上 一郎〔那野比古〕（多摩大学名誉教授）
 アライアンスビジネス交流会（アライアンスビジネス委員会主催）において平成 22 年 1 月～12 月の 1 年間にプレゼンテーションを実施した企業（主にベンチャー企業、またはそれに準ずる企業）を対象に、アライアンス実績と将来性を評価し授与する「CSAJ アライアンス大賞」授与企業の最終審査を行う。
 CSAJ アライアンス大賞の最終選考
 CSAJ アライアンス大賞の表彰（平成 23 年 6 月 8 日の CSAJ 通常総会時に実施）
12. 認定試験委員会
 1)CAD 利用普及委員会
 委員長：山田 正彦（㈱ワコム 代表取締役社長）
 CAD ソフトウェア並びに平成 23 年度 CAD 利用技術者試験の普及・発展及びその公平かつ円滑な実施を図るために、新たな施策の検討と試験制度の拡大及び試験事業の実施運営活動を支援する。年間 4～5 回の委員会開催を予定。
- 2)会計ソフト普及委員会
 委員長：多田 敏男（TAC㈱ 取締役副社長）
 委員長代理：干潟 康夫（TAC㈱ 教育第三事業部 副事業部長）
 会計ソフトウェア並びに平成 23 年度会計ソフト実務能力試験の普及・発展及びその公平かつ円滑な実施を図るために、新たな施策の検討と試験事業の実施運営活動を支援する。また、同様の検定を実施している社団法人全国経理教育協会（全経）との協業について検討する。年間 4～5 回程度の委員会開催を予定。
13. プライバシーマーク審査判定委員会
 委員長：苗村 憲司（情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科 客員教授）
 副委員長：鈴木 正朝（新潟大学 大学院 実務法学研究科 教授）
 個人情報保護に関する学識経験者等を委員委嘱し、第三者機能的な位置づけとして、CSAJ のプラ

イバシーマーク審査員が実施した審査結果（文書審査及び現地審査）に基づいて、プライバシーマークの付与適格性審査を行う（全委員の氏名、開催日程などは非公開）。また、同委員会では、認定事業者等の個人情報事故報告に対する措置を審議・決定する。

・業界関連および会員支援活動等

1. 情報システム取引者育成プログラムの実施

経済産業省公表の「情報システム・モデル取引・契約書（追補版）～（E-Learning コンテンツ）」を利用した IT 取引のプロセス（法務含む）に関する知識を有する「情報システム取引者」を育成するための教育プログラムを実施する「情報システム取引者育成協議会（主催：CSAJ・社団法人日本コンピュータシステム販売協会（JCSSA）」の運営に協力する。

基礎講座（概略セミナー）/年間6回

第1回 平成23年04月21日（木） 第4回 平成23年11月18日（金）

第2回 平成23年06月23日（木） 第5回 平成24年02月17日（金）

第3回 平成23年09月22日（木） 第6回 平成24年03月15日（木）

研修講座（詳細説明）・修了テスト/年間5回（研修講座と修了テストは同日実施）

第1回 平成23年05月19日（木） 第4回 平成23年12月16日（金）

第2回 平成23年07月21日（木） 第5回 平成24年02月23日（木）

第3回 平成23年10月20日（木）

基礎講座、研修講座、修了テストは企業からの要請で訪問実施も検討。

修了テスト合格者への修了証（有効期限付）発行

修了者向けの情報配信

修了証更新手続き等の検討

詳細は Web を参照 <http://www.system-tr.jp/>

2. CEATEC JAPAN 2011 関連業務

平成23年10月4日（火）～10月8日（土）までの5日間、幕張メッセで開催する「CEATEC JAPAN 2011」について、共同で主催する情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）とともに、本イベントの企画・広報活動等の運営を行う。また、CSAJ 特別企画としてコンピュータソフトウェア関連コンファレンスの企画・運営を行う。

<CEATEC JAPAN 2011 開催概要>

名称：CEATEC JAPAN 2011（シーテック ジャパン 2011）

開催主旨：通信・情報・映像が融合したデジタルネットワーク時代を反映した、最新の技術・製品・システム・ソフトを一堂に集め、分野ごとに最新成果や最新動向を発信することにより専門性を発揮し、各ユーザの関心・期待・ニーズに応える。通信・情報・映像分野におけるアジア最大級の情報発信・交流メディアとして、グローバルレベルの最新成果、最新動向、活力を世界に発信する。

会期：2011年10月4日（火）～8日（土）

特別招待日：10月4日（火）

公開日：10月5日（水）～7日（金）

無料公開日：10月8日（土）

Suite 公開日：10月4日（火）～7日（金） Electronics Suite と ICT Suite に区分

会場：幕張メッセ（千葉市美浜区中瀬 2-1）

主催：CEATEC JAPAN 実施協議会

社団法人コンピュータソフトウェア協会

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

社団法人電子情報技術産業協会

テーマ：Smart Innovation - 未来をつくる最先端技術

3. ビジネス・サポート・プログラム（BSP）

会員企業のビジネスや内部業務を支援するためのセミナーや説明会、並びに研修講座などを適宜企画・実施する。また各地域における支援セミナーや交流会なども企画・実施する。

経営者セミナー

会期：平成 23 年 7 月 1 日（金）～2 日（土） 開催地：北海道・北見市（オホーツク）
各種セミナー等の開催

4. 各種 Web 等による情報提供

会員企業保有技術検索サービス

研修ポータルサイト

パッケージソフトウェア検索サイト「Find-IT」

ASP/SaaS 情報ポータルサイト「ASP/SaaS 実力診断ガイド」

オンデマンドによるセミナー講演ビデオの配信

CSAJ めるまが配信

CSAJ Web、E-mail 配信等による各種情報提供

・会員企業のイベントや新製品情報の Web およびメールでの配信

・官公庁や関係団体からの最新情報や海外からの各種情報の定期配信

5. 関係省庁・関連団体などとの協力活動

経済産業省をはじめとする関係省庁等からの各種通達等に関する会員企業への周知徹底。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等の各種公募案内および最新技術情報等に関する会員企業への周知。

IPAのソフトウェア・エンジニアリング・センターをはじめとして、セキュリティセンター、ITスキル標準センター、オープンソフトウェア・センター等の各種活動へのソフトウェア業界団体としての参加、及び普及啓発活動への協力など。

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が主催する展示会・交流会・海外視察などへの後援並びに会員企業への周知への協力など。

中国市場への日本企業進出を見据え、社団法人情報サービス産業協会（JISA）、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）、社団法人組込みシステム技術協会（JASA）との協力を推進し様々な問題解決に取り組む。

その他関連団体の主催行事等の後援・協賛、及び会員企業への紹介など。

6. 協会広報活動

広告掲載等による協会 PR 活動

CSAJ プロフィール等一式製作・配布

会員証制作、配布

7. 協会運営関連業務

一般社団法人への移行に伴う団体名称変更（社団法人 一般社団法人）手続き

会員の維持・拡大（新規会員拡大業務、会員 DB 再構築・管理等）

委員会・研究会・セミナーなどの開催に関する事務局業務

関連団体等との協力活動や交流等

業界活動等に関する事務局業務

協会事務局運営業務

会員企業業態・ニーズ調査の実施

事務局内ネットワークシステムの構築・維持・管理

CSAJ Web サイトの運営、Web サイト改訂（団体名称変更に伴う作業等）

一般社団法人コンピュータ教育振興協会（ACSP）の経理およびシステム管理等の受託

・認定試験事業

平成 23 年度 CAD 利用技術者試験および会計ソフト実務能力試験に対応した有識者からなる「委員会」を設置して、各試験の健全なる育成を図りよりよい試験とするための答申を、一般社団法人コンピュータ教育振興協会（ACSP）に対して行う。

1. CAD 利用技術者試験

実施予定 1)1 級（機械、建築、トレース）・2 級の実施

- 前期試験 平成 23 年 6 月 26 日 (日)
- 後期試験 平成 23 年 11 月 13 日 (日)
- 団体向け 2 級 (WBT: Web Based Testing) の実施 (年間)
- 2) 基礎試験 (WBT: Web Based Testing) の実施
随時実施 (年間)
- 3) 3 次元 (1 級・準 1 級・2 級) 試験の実施
前期試験 平成 23 年 7 月 17 日 (日)
- 後期試験 平成 23 年 12 月 11 日 (日)

2. 会計ソフト実務能力試験

- 実施予定 1) 1 級・2 級試験の実施
前期試験 平成 23 年 9 月 25 日 (日)
- 後期試験 平成 24 年 2 月 19 日 (日)
- 2) 全国連向け特別試験の実施
全国商工会連合会職員を対象とした、特別試験の実施 (日程は未定)

・ プライバシーマーク審査事業

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (略称: JIPDEC、旧名称: 財団法人日本情報処理開発協会) より審査・決定を受け、『プライバシーマーク指定審査機関 (以下「指定審査機関」という、有効期間: 平成 21 年 7 月 24 日 ~ 平成 23 年 7 月 23 日)』として、5 年目の平成 23 年度は、以下の通り審査事業等を実施する。

1. CSAJ における審査事業

1) 審査件数

【目標】更新 66 社 + 新規 14 社 = 合計 80 社

事業者からの申請を受理し、形式審査・文書審査を実施した上で、平成 23 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日の間に現地審査まで (指摘事項通知から付与適格決定までの期間は除く) を実施した件数。

2) 組織体制の拡充

申請件数の増加状況に鑑みながら、審査員 (職員 3 名、委託 1 名) について、適宜、外部審査員 (委託) の増員をはかる。

2. JIPDEC からの受託審査の実施

平成 22 年度に引き続き、JIPDEC から業務委託を受けた審査 (JIPDEC の申請事業者に対する審査) を、年間約 30 社程度実施する。

3. 指定審査機関更新審査 (JIPDEC による CSAJ の審査) への対応

指定審査機関の有効期間満了 (平成 23 年 7 月 23 日) に伴い、JIPDEC による更新審査を受けるため、必要な準備や対応などを行う。

* JIPDEC による「形式審査」

申請書類等の確認。

* JIPDEC による「文書審査」

CSAJ の指定審査機関関連規程が、JIPDEC の定める「プライバシーマーク制度基本綱領」や「プライバシーマーク指定審査機関指定基準」などの要求事項を満たしているかどうかの確認。

* JIPDEC による「現地審査」 < トップインタビュー (会長又は専務理事) >

事業方針や審査体制の整備などについて。

* JIPDEC による「現地審査」 < プライバシーマーク審査室の審査 >

物理的セキュリティ対策 (審査室の 10 坪以上の確保、施錠管理、入退管理など) の確認。

論理的セキュリティ対策 (情報セキュリティ対策) の確認。

指定基準等に基づく、付与適格性審査の実施状況、並びに「プライバシーマーク審査判定委員会」の運営状況などの確認。

* JIPDEC による「立会審査」 < 審査員の審査 >

CSAJ の審査員が実施する現地審査に JIPDEC が同行し、審査内容や指摘事項などについて、JIPDEC が定める基準等を満たしているかどうかの確認。

* JIPDEC による「指摘事項」

更新審査全般における不適合や不備について、JIPDEC から文書で「指摘事項」を受ける。

* JIPDEC による「更新決定」

CSAJ は、JIPDEC の「指摘事項」に従って直ちに改善を実施し、その後、約 2 週間前後で JIPDEC に改善報告書を提出して、JIPDEC が改善報告書で全ての改善を確認後、JIPDEC の「プライバシーマーク制度委員会」の審議を経て、指定審査機関として更新決定される。

4. 広報活動・営業活動・その他

以下の広報活動や営業活動などを適宜実施する。

* パンフレット（申請ガイドブック）の改訂・配布

* 「プライバシーマークファーストステップセミナー」（初級、無料）の開催

* 認定事業者向けの中級セミナー等（無料）の開催

* 「個人情報保護基本規程」「個人情報保護安全対策管理規程」の雛型の提供（Web からのダウンロード）

* 「個人情報管理台帳」「リスク分析表」などの参考資料の提供

* 個別相談会の実施（随時、無料）

* コンサルティング事業者の紹介（CSAJ 会員のコンサルティング事業者を Web に掲載）

* 個別訪問営業（新規取得を検討する非会員への入会勧誘、指定審査機関の切り替えを検討する非会員の付与事業者への入会勧誘、会員である付与事業者への指定審査機関の切り替えの促進）

* 非会員（CSAJ 審査対象外事業者）に対するコンサルティングや外部監査の実施

第 4 号議案

平成 23 年度 収支予算書（案）承認の件

自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日

収支予算書（案）総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

（単位：円）

科 目	一般会計	Pマーク事業	合 計
事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
入会金収入	700,000	0	700,000
会費収入	91,000,000	0	91,000,000
特別会費収入	1,100,000	0	1,100,000
一般事業収入	5,480,000	35,750,000	41,230,000
受託事業収入	2,520,000	3,500,000	6,020,000
雑収入	6,140,000	0	6,140,000
その他の事業活動収入	5,000,000	0	5,000,000
事業活動収入計	111,940,000	39,250,000	151,190,000
2．事業活動支出			
一般事業費支出	45,820,000	8,200,000	54,020,000
管理費支出	67,590,000	29,260,000	96,850,000
その他の事業活動支出	2,500,000	0	2,500,000
事業活動支出計	115,910,000	37,460,000	153,370,000
事業活動収支差額	3,970,000	1,790,000	2,180,000
投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
有価証券売却収入	40,000,000	0	40,000,000
投資活動収入計	40,000,000	0	40,000,000
2．投資活動支出			
有価証券取得支出	40,000,000	0	40,000,000
投資活動支出計	40,000,000	0	40,000,000
投資活動収支差額	0	0	0
財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2．財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
予備費支出	320,000	0	320,000
当期収支差額	4,290,000	1,790,000	2,500,000
前期繰越収支差額	88,967,528	989,473	87,978,055
次期繰越収支差額	84,677,528	800,527	85,478,055

収支予算書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	23年度予算額	22年度実績額	実績差異	実績対比
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	700,000	910,000	210,000	76.9%
会費収入	91,000,000	95,835,000	4,835,000	95.0%
正会員会費収入	82,500,000	85,680,000	3,180,000	96.3%
賛助会員会費収入	8,500,000	10,155,000	1,655,000	83.7%
特別会費収入	1,100,000	1,407,900	307,900	78.1%
総会懇親会会費収入	200,000	176,400	23,600	113.4%
賀詞交歓会会費収入	200,000	441,000	241,000	45.4%
会員交流会会費収入	700,000	790,500	90,500	88.6%
一般事業収入	5,480,000	6,390,790	910,790	85.7%
セミナー・研修講座受講料収入	2,240,000	1,806,450	433,550	124.0%
その他収入	3,240,000	4,584,340	1,344,340	70.7%
受託事業収入	2,520,000	2,520,000	0	100.0%
A C S P 受託事業収入	2,520,000	2,520,000	0	100.0%
雑収入	6,140,000	8,890,364	2,750,364	69.1%
受取利息収入	0	14,000	14,000	0.0%
有価証券運用収入	0	119,672	119,672	0.0%
その他雑収入	0	675,130	675,130	0.0%
A C S P 関連収入	6,140,000	8,081,562	1,941,562	76.0%
その他の事業活動収入	5,000,000	5,000,000	0	100.0%
家賃増加準備金収入	5,000,000	5,000,000	0	100.0%
事業活動収入計	111,940,000	120,954,054	9,014,054	92.5%
2. 事業活動支出				
一般事業費支出	45,820,000	45,019,241	800,759	101.8%
給与手当支出	21,750,000	21,757,266	7,266	100.0%
法定福利費支出	2,920,000	2,475,642	444,358	117.9%
旅費交通費支出	1,480,000	1,052,816	427,184	140.6%
通信運搬費支出	60,000	71,160	11,160	84.3%
委託費支出	1,810,000	2,138,000	328,000	84.7%
会議費支出	1,790,000	1,791,283	1,283	99.9%
会場費支出	240,000	100,800	139,200	238.1%
総会費支出	700,000	873,180	173,180	80.2%
会員懇親費支出	9,500,000	9,727,700	227,700	97.7%
印刷製本費支出	1,320,000	1,423,406	103,406	92.7%
広告宣伝費支出	950,000	908,476	41,524	104.6%
新聞図書費支出	50,000	40,615	9,385	123.1%
諸謝金支出	3,230,000	2,658,897	571,103	121.5%
雑費支出	20,000	0	20,000	-
管理費支出	67,590,000	68,159,046	569,046	99.2%
給与手当支出	29,690,000	28,136,366	1,553,634	105.5%
法定福利費支出	3,720,000	3,150,817	569,183	118.1%
福利厚生費支出	940,000	689,742	250,258	136.3%
旅費交通費支出	630,000	311,042	318,958	202.5%
通信運搬費支出	1,000,000	883,635	116,365	113.2%
委託費支出	4,000,000	6,691,174	2,691,174	59.8%
賃借料支出	21,350,000	21,677,265	327,265	98.5%
リース料支出	2,400,000	2,397,525	2,475	100.1%

収支予算書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

一般会計

(単位:円)

科 目	23年度予算額	22年度実績額	実績差異	実績対比
会議費支出	350,000	349,004	996	100.3%
渉外費支出	50,000	68,353	18,353	73.1%
印刷製本費支出	290,000	398,458	108,458	72.8%
新聞図書費支出	250,000	224,262	25,738	111.5%
什器備品費支出	0	204,800	204,800	0.0%
消耗品費支出	1,000,000	1,158,032	158,032	86.4%
諸会費支出	360,000	348,476	11,524	103.3%
租税公課支出	700,000	635,800	64,200	110.1%
修繕維持費支出	380,000	397,615	17,615	95.6%
支払手数料支出	400,000	359,245	40,755	111.3%
保険料支出	80,000	77,435	2,565	103.3%
その他の事業活動支出	2,500,000	0	2,500,000	-
一般社団法人移行費用支出	2,500,000	0	2,500,000	-
事業活動支出計	115,910,000	113,178,287	2,731,713	102.4%
事業活動収支差額	3,970,000	7,775,767	11,745,767	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
有価証券売却収入	40,000,000	0	40,000,000	-
投資活動収入計	40,000,000	0	40,000,000	
2. 投資活動支出				
有価証券取得支出	40,000,000	0	40,000,000	-
投資活動支出計	40,000,000	0	40,000,000	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	320,000	0	0	
当期収支差額	4,290,000	7,775,767	11,745,767	
前期繰越収支差額	88,967,528	81,191,761	0	
次期繰越収支差額	84,677,528	88,967,528	11,745,767	

収支予算書(案)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

Pマーク事業特別会計

(単位:円)

科 目	23年度予算額	22年度実績額	実績差異	実績対比
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
一般事業収入	35,750,000	32,178,040	3,571,960	111.1%
プライバシーマーク審査料収入	35,230,000	31,653,040	3,576,960	111.3%
その他収入	520,000	525,000	5,000	99.0%
受託事業収入	3,500,000	3,681,440	181,440	95.1%
JIPDEC審査受託収入	3,500,000	3,681,440	181,440	95.1%
雑収入	0	1,872	1,872	0.0%
受取利息収入	0	1,872	1,872	0.0%
事業活動収入計	39,250,000	35,861,352	3,388,648	109.4%
2. 事業活動支出				
一般事業費支出	8,200,000	6,800,442	1,399,558	120.6%
旅費交通費支出	600,000	561,375	38,625	106.9%
通信運搬費支出	150,000	128,367	21,633	116.9%
委託費支出	5,500,000	4,796,500	703,500	114.7%
会議費支出	20,000	0	20,000	- %
印刷製本費支出	250,000	214,200	35,800	116.7%
新聞図書費支出	20,000	0	20,000	- %
消耗品費支出	10,000	0	10,000	- %
諸会費支出	120,000	71,700	48,300	167.4%
諸謝金支出	30,000	0	30,000	- %
租税公課支出	1,500,000	1,028,300	471,700	145.9%
管理費支出	29,260,000	28,657,707	602,293	102.1%
給与手当支出	20,500,000	20,247,768	252,232	101.2%
法定福利費支出	3,010,000	2,878,079	131,921	104.6%
福利厚生費支出	310,000	213,500	96,500	145.2%
委託費支出	300,000	276,221	23,779	108.6%
賃借料支出	3,730,000	3,729,396	604	100.0%
リース料支出	850,000	845,688	4,312	100.5%
消耗品費支出	330,000	291,835	38,165	113.1%
修繕維持費支出	175,000	125,280	49,720	139.7%
支払手数料支出	20,000	19,380	620	103.2%
保険料支出	35,000	30,560	4,440	114.5%
事業活動支出計	37,460,000	35,458,149	2,001,851	105.6%
事業活動収支差額	1,790,000	403,203	1,386,797	443.9%
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	1,790,000	403,203	1,386,797	
前期繰越収支差額	989,473	1,392,676	403,203	
次期繰越収支差額	800,527	989,473	1,790,000	

第 5 号議案

一般社団法人移行に伴う定款変更(案)承認の件

定款の変更（一般社団法人コンピュータソフトウェア協会定款）について

新公益法人制度において、特例民法法人が一般社団法人への移行認可を受けるには、その定款の内容が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）」の規定などに適合するように変更する必要がある。

一般社団法人移行後の新法人の定款として、別紙新旧対照表中、一般社団法人新定款案のとおり、現行定款を変更する。

なお、今後の移行認可申請手続において、字句その他技術的な修正の必要が生じた場合、その対応については会長に委ねることとする。

【主な変更点】

1. 役員

役 職	現 行		一般社団法人移行後(案)	
	定足数(定款)	承認機関	定足数(定款)	承認機関
全理事	33名～38名 (外部理事:21名まで)	総会 期中の交代は理事会	28名～38名 (外部理事:8名まで)	総会 期中の交代は不可 (辞任は本人届出による)
内 訳	会 長	1名	理事会	1名
	副会長	4名	理事会	3名～5名以内
	専務理事	1名	理事会	1名
	常任理事	8名～13名		廃止
	理 事	14名～24名		21名～33名
監 事	2名～3名	総会 期中の交代は理事会	3名以内 (外部監事:1名まで)	総会 期中の交代は不可 (辞任は本人届出による)
顧 問	2名以内	理事会	2名以内	会長任命、理事会報告

2. 会務

会合名	現 行	一般社団法人移行後の開催(案)	
	定款等での規定	開催回数・時期	定款等での規定
総 会	年1回 (年度末終了後75日以内)	年1回 通常総会 6月第2水曜日	年1回(年度末終了後3ヶ月以内)
理事会	会長が必要と認めた時、理事から請求があったとき	年6回 5月、(7月)、9月、 11月、(1月)、3月 7月・1月は、原則書面審議とする	每事業年度4ヶ月を超える 間隔で2回以上
幹部会	会長が必要と認めた時	廃止	-

3. 理事会

- ・理事会は、理事本人の出席が求められ、代理や委任が認められない。
- ・緊急に理事会承認が必要な場合のため、電磁的方法での決議に関する内容を定款に記載し、全員が賛成という形で電子的方法による承認決議とする事ができる。
- ・新入会員承認については、電磁的方法にて全理事の承認を得る。

4. 総会

- ・総会では正会員が議決権を持ち、代理、書面評決は認められる。
- ・書面評決を含め、正会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で承認される。
- ・重要な案件(会員の除名、定款の変更、監事の解任等)については、3分の2以上の賛成が必要となる。

【一般社団法人への移行スケジュール】

- ・定款と公益目的支出計画の総会承認 ……平成23年6月8日
- ・一般社団法人移行申請 ……平成23年7月予定
- ・一般社団法人移行答申 ……平成23年10月～12月頃見込
- ・一般社団法人登記申請と完了 ……平成24年4月1日予定

以上

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会定款案 新旧対照表

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、<u>社団法人</u>コンピュータソフトウェア協会(英文名 COMPUTER SOFTWARE ASSOCIATION OF JAPAN。略称「CSA」)と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。 2 本会は、<u>理事会の議決を得て</u>、必要な地に支部を置くことができる。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、コンピュータソフトウェア(コンピュータソフトウェア製品に限る。以下同じ。)に係る<u>権利保護、開発及び流通の動向等に関する調査研究並びに流通に係る規格化及び統一化を推進すること等により利用者の利便性の向上を図り、もって我が国の産業の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>コンピュータソフトウェアに係る権利保護に関する調査及び研究並びに指導及び相談</u> (2) <u>コンピュータソフトウェアの流通に係る規格化及び統一化の推進</u> (3) <u>コンピュータソフトウェアの開発及び流通の動向に関する調査研究</u> (4) <u>コンピュータソフトウェアの開発技術、利用技術等に関する調査研究</u> (5) <u>コンピュータソフトウェアに関する研修会、研究会等の開催</u> (6) <u>コンピュータソフトウェアの利用技術向上のための人材の育成</u> (7) <u>コンピュータソフトウェアの利用者の保護及び苦情の処理</u> (8) <u>コンピュータソフトウェアに関する内外関係機関等との交流及び協力</u> (9) <u>第1号から第4号までに掲げる事業の成果の普及及び啓発</u> (10) <u>前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、<u>一般社団法人</u>コンピュータソフトウェア協会(英文名 COMPUTER SOFTWARE ASSOCIATION OF JAPAN。略称「CSA」)と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。 2 本会は、<u>理事会の決議によって</u>、<u>従たる事務所を必要な地に置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、コンピュータソフトウェア(コンピュータソフトウェア製品及びインターネット等)を利用してソフトウェアの機能を提供するものを含む。以下同じ。)産業に係る<u>基盤整備等を通じ、コンピュータソフトウェア産業の健全な発展を図るとともに我が国の情報化を促進し、もって経済・社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>コンピュータソフトウェアの権利保護に関する調査研究</u> (2) <u>コンピュータソフトウェアに係る技術に関する調査研究及び標準化の推進</u> (3) <u>コンピュータソフトウェアに係る開発人材の育成並びに動向等に関する調査研究</u> (4) <u>コンピュータソフトウェアに係るベンチャー企業の発掘及び育成</u> (5) <u>コンピュータソフトウェアの流通・提供に関する調査研究並びに取引の高度化の推進</u> (6) <u>コンピュータソフトウェア産業の国際化の推進</u> (7) <u>コンピュータソフトウェアに係る利用技術向上のための人材育成</u> (8) <u>コンピュータソフトウェアに係るセキュリティ対策等の推進</u> (9) <u>コンピュータソフトウェアに関する事項の政府、関係機関等に対する意見表明及び具申</u> (10) <u>コンピュータソフトウェアに係る機関等との情報交流及び連携</u> (11) <u>その他前条の目的を達成するために必要な事業</u> 2 前項の事業については、本邦及び海外において</p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p style="text-align: center;"><u>第2章 会員</u></p> <p>(種別)</p> <p>第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、<u>正会員をもって民法上の社員とする。</u></p> <p>2 <u>正会員は、コンピュータソフトウェアの開発又は流通の事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。</u></p> <p>3 <u>賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。</u></p> <p>(入会)</p> <p>第6条 本会の会員になろうとするものは、<u>別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第7条 会員は、<u>総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員が本会を退会しようとするときは、<u>別に定める退会届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>法人又は団体が解散し、又は破産したとき。</u></p> <p>(4) <u>会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が<u>次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。</u></p> <p>(1) <u>本会の定款又は規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反す</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 会員</u></p> <p>(種別)</p> <p>第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、<u>正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。</u></p> <p>2 <u>正会員は、コンピュータソフトウェアに係る事業(開発、流通、運用等)を営む法人(当該事業を営む法人を傘下に持つ純粋持株会社を含む。)及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。</u></p> <p>3 <u>賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。</u></p> <p>(入会)</p> <p>第6条 本会の会員になろうとするものは、<u>理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第7条 会員は、<u>入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</u></p> <p>(退会)</p> <p>第8条 会員が本会を退会しようとするときは、<u>理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</u></p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が<u>次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。</u></p> <p>(1) <u>本会の定款又はその他の規則に違反したとき。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>る行為をしたとき。</p> <p>2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p><u>(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)</u></p> <p>第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、<u>本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</u></p> <p>2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。</p>	<p>(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。</p> <p><u>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</u></p> <p>2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に1週間前までに通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p><u>(会員資格の喪失)</u></p> <p>第10条 会員は、<u>第8条又は第9条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。</u></p> <p><u>(1) 会費を1年以上納入しないとき。</u></p> <p><u>(2) 総正会員が同意したとき。</u></p> <p><u>(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。</u></p> <p>2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。</p>
<p>第4章 会議</p>	<p>第4章 総会</p>
<p><u>(種別)</u></p> <p>第18条 本会の会議は、<u>総会、理事会及び幹部会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</u></p> <p><u>(構成)</u></p> <p>第19条 総会は、<u>正会員をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>理事会は、理事をもって構成する。</u></p> <p>3 <u>幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。</u></p> <p>4 <u>監事は、理事会及び幹部会に出席して意見を述べることができる。</u></p>	<p><u>(構成)</u></p> <p>第11条 総会は、<u>すべての正会員をもって構成する。</u></p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p>
<p><u>(権能)</u></p> <p>第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、<u>本会の運営に関する重要事項を議決する。</u></p> <p>2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、<u>次の事項を議決する。</u></p> <p><u>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</u></p> <p><u>(2) 総会に附議すべき事項</u></p> <p><u>(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</u></p> <p>3 幹部会は、<u>理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。</u></p>	<p><u>(権限)</u></p> <p>第12条 総会は、<u>次の事項について決議する。</u></p> <p><u>(1) 会員の除名</u></p> <p><u>(2) 理事及び監事の選任又は解任</u></p> <p><u>(3) 理事及び監事の報酬等の額</u></p> <p><u>(4) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認</u></p> <p><u>(5) 定款の変更</u></p> <p><u>(6) 解散及び残余財産の処分</u></p> <p><u>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</u></p>
<p><u>(開催)</u></p> <p>第21条 通常総会は、<u>毎年1回以上開催する。</u></p> <p>2 臨時総会は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p><u>(1) 理事会が必要と認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</u></p> <p><u>(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して</u></p>	<p><u>(開催)</u></p> <p>第13条 総会は、<u>定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p><u>請求があったとき。</u></p> <p>3 <u>理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>会長が必要と認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</u></p> <p>4 <u>幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第22条 <u>総会、理事会及び幹部会は、会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第23条 <u>総会、理事会及び幹部会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第24条 <u>総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。</u></p> <p>(議決)</p> <p>第25条 <u>総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>2 <u>総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 <u>総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 <u>総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。</u></p> <p>(議決権)</p> <p>第16条 <u>総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第17条 <u>総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(1) <u>会員の除名</u></p> <p>(2) <u>監事の解任</u></p> <p>(3) <u>定款の変更</u></p> <p>(4) <u>解散</u></p> <p>(5) <u>その他法令で定められた事項</u></p> <p>3 <u>理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 <u>正会員は、代理人によってその議決権を</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>(書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数</p> <p>(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)</p> <p>(4) 議決事項</p> <p>(5) 議事の経過の概要</p> <p>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>第3章 役員及び顧問</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第11条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 33人以上38人以内</p> <p>(2) 監事 2人以上3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事、8人以上13人以内を常任理事とする。</p> <p>(選任)</p>	<p>行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、議長に対し、事前に代理権を証明する書面を提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出しなければならない。</p> <p>2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。</p> <p>(書面又は電磁的方法による議決権の行使)</p> <p>第19条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使する事ができる。この場合においては、当該正会員は、議長に対し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面を提出し、又は当該議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。</p> <p>2 前項によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。</p> <p>(総会の決議の省略)</p> <p>第20条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。</p> <p>第5章 役員等</p> <p>(種類及び定数)</p> <p>第22条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 28人以上38人以内</p> <p>(2) 監事 3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>(選任)</p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>第12条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては21人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。</p> <p>2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。</p> <p>3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>	<p>第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては8人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。</p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。</p> <p>3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>4 理事又は監事が、正会員の資格を失ったときは、理事又は監事の地位を失う。</p>
<p>（職務）</p> <p>第13条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。</p> <p>2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>5 常任理事は、理事会から特に委任された事項を審議する。</p> <p>6 監事は、民法第59条の職務を行う。</p>	<p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。</p> <p>5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。</p>
<p>（任期）</p> <p>第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>（解任）</p> <p>第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>（役員解任）</p> <p>第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p><u>役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第17条 本会に、顧問2人以内を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、<u>理事会の推薦により、会長が委嘱する。</u></p> <p>3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。</p> <p>4 <u>第14条第1項の規定は、顧問について準用する。</u></p> <p>第4章 会議(理事会部分)</p> <p>(種別)</p> <p>第18条 <u>本会の会議は、総会、理事会及び幹部会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。</u></p> <p>(構成)</p> <p>第19条 <u>総会は、正会員をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>理事会は、理事をもって構成する。</u></p> <p>3 <u>幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。</u></p> <p>4 <u>監事は、理事会及び幹部会に出席して意見を述べることができる。</u></p> <p>(権能)</p> <p>第20条 <u>総会は、この定款に別に定めるもののほ</u></p>	<p>(役員の報酬等)</p> <p><u>第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事並びに正会員以外の非常勤理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u></p> <p>(役員の損害賠償責任の一部免除)</p> <p><u>第29条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u></p> <p>2 本会は、外部理事及び外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額とする。</p> <p>(顧問)</p> <p>第30条 本会に、顧問2人以内を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、会長が任命し、理事会に報告する。</p> <p>3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。</p> <p>4 <u>第26条第1項の規定は、顧問について準用する。</u></p> <p>5 <u>顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</u></p> <p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p><u>第31条 本会に理事会を置く。</u></p> <p>2 <u>理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p> <p>(権限)</p> <p><u>第32条 理事会は、次の職務を行う。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>か、本会の運営に関する重要事項を議決する。</p> <p>2 <u>理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</u></p> <p>(1) <u>総会の議決した事項の執行に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総会に附議すべき事項</u></p> <p>(3) <u>その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</u></p> <p>3 <u>幹部会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。</u></p> <p>(開催)</p> <p>第21条 <u>通常総会は、毎年1回以上開催する。</u></p> <p>2 <u>臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>理事会が必要と認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</u></p> <p>(3) <u>監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</u></p> <p>3 <u>理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</u></p> <p>(1) <u>会長が必要と認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</u></p> <p>4 <u>幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第22条 <u>総会、理事会及び幹部会は、会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の10日前までに通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第23条 <u>総会、理事会及び幹部会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第21条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第24条 <u>総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。</u></p> <p>(議決)</p> <p>第25条 <u>総会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の</u></p>	<p>(1) <u>本会の業務執行の決定</u></p> <p>(2) <u>理事の職務の執行の監督</u></p> <p>(3) <u>会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</u></p> <p>(招集)</p> <p>第33条 <u>理事会は、会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u></p> <p>3 <u>理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、理事及び監事的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第34条 <u>理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、理事のうちから議長を選出する。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第35条 <u>理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p><u>同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p><u>2 総会及び理事会においては、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。</u></p> <p>(書面表決等)</p> <p><u>第26条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</u></p> <p><u>2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第27条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 日時及び場所</u></p> <p><u>(2) 構成員の現在数</u></p> <p><u>(3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)</u></p> <p><u>(4) 議決事項</u></p> <p><u>(5) 議事の経過の概要</u></p> <p><u>(6) 議事録署名人の選任に関する事項</u></p> <p><u>2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</u></p>	<p>(決議の省略)</p> <p><u>第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</u></p> <p><u>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</u></p>
<p>第5章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p><u>第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。</u></p> <p><u>(1) 設立当初の財産目録に記載された財産</u></p> <p><u>(2) 入会金収入</u></p> <p><u>(3) 会費収入</u></p> <p><u>(4) 寄附金品</u></p> <p><u>(5) 資産から生じる収入</u></p> <p><u>(6) 事業に伴う収入</u></p> <p><u>(7) その他</u></p> <p>(資産の管理)</p> <p><u>第29条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。</u></p>	<p>第7章 資産及び会計</p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>(経費の支弁)</p> <p>第30条 <u>本会の経費は、資産をもって支弁する。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 <u>本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第32条 <u>本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第33条 <u>本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>(特別会計)</p> <p>第34条 <u>本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。</u></p> <p>(収支差額の処分)</p> <p>第35条 <u>本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。</u></p> <p>(借入金)</p> <p>第36条 <u>本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 <u>本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 <u>本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に据え置くものとする。</u></p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第40条 <u>本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時総会において承認を得るものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の計算書類等のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p style="text-align: center;">第6章 定款の変更、解散等</p> <p>(定款の変更) 第37条 この定款は、<u>総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。</u></p> <p>(解散) 第38条 本会は、<u>民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。</u> 2 本会は、<u>民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(残余財産の処分) 第39条 本会が解散の際に有する残余財産は、<u>総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 補則</p> <p>(備付け書類及び帳簿) 第40条 本会は、<u>その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。</u> (1) <u>定款</u> (2) <u>理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類</u> (3) <u>行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類</u> (4) <u>定款に定める機関の議事に関する書類</u> (5) <u>資産及び負債の状況を示す書類</u> (6) <u>収入支出に関する帳簿及び証拠書類</u></p> <p>(委員会及び専門部会) 第41条 本会は、<u>事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び専門部会を設けることができる。</u> 2 委員会及び専門部会は、<u>その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更) 第41条 この定款は、<u>総会の決議によって変更することができる。</u></p> <p>(解散) 第42条 本会は、<u>総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</u></p> <p>(剰余金) 第43条 本会は、<u>剰余金の分配を行うことができない。</u></p> <p>(残余財産の帰属) 第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、<u>総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法) 第45条 本会の公告は、<u>電子公告により行う。</u> 2 <u>事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</u></p> <p style="text-align: center;">第10章 補則</p> <p>(委員会及び研究会) 第46条 本会は、<u>事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び研究会を設けることができる。</u> 2 委員会及び研究会は、<u>その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。</u></p>

現行定款	一般社団法人 新定款案
<p>3 委員会及び専門部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第42条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第43条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。</p> <p>附 則 (昭和61年2月19日)</p> <p>1 この定款は、<u>通商産業大臣の設立許可のあった日(以下「許可日」という。)</u>から施行する。</p> <p>2 <u>本会の設立初年度の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>本会の設立当初の役員は、第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第14条第1項本文の規定にかかわらず、昭和61年度に開催する通常総会の日までとする。</u></p> <p>4 <u>本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>本会の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、許可日から昭和61年3月31日までとする。</u></p> <p>6 <u>本会の設立により、日本パソコンソフトウェア協会の正会員、賛助会員及び特別賛助会員は、第6条第1項の規定にかかわらず、許可日からそれぞれ本会の正会員及び賛助会員とする。</u></p> <p>7 <u>本会の設立により、日本パソコンソフトウェア協会のすべての権利及び義務は、本会が包括的に承継する。</u></p> <p>附 則(昭和61年10月16日)</p> <p>1 <u>この定款の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p> <p>附 則(昭和63年8月2日)</p> <p>1 <u>この定款の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p> <p>附 則(平成4年9月10日)</p> <p>1 <u>この定款の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p> <p>附 則(平成6年7月25日)</p> <p>1 <u>この定款の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p> <p>附 則(平成18年7月25日)</p> <p>1 <u>この定款の変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p> <p>附 則(平成21年7月21日)</p> <p>1 <u>この定款の変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。</u></p>	<p>3 委員会及び研究会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第48条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</u></p> <p>3 <u>本会の最初の代表理事(会長)は和田成史とする。</u></p>

第 6 号議案

一般社団法人移行に伴う公益目的支出計画（案）承認の件

一般社団法人への移行に伴う「公益目的支出計画(案)」について

当協会が特例民法法人から一般社団法人へ移行認可を申請する際に作成する公益目的支出計画は以下の通りとする。

なお、今後の移行認可申請手続きにおいて、数値、実施事業項目その他の技術的な修正の必要が生じた場合、その対応については会長に委ねることとする。

1. 公益目的支出財産額

平成 22 年度末時点での正味財産額から算出した額は以下の通り。

貸借対照表の純資産の部に計上すべき額	158,897,337 円 (22 年度決算額)
時価評価資産の時価と帳簿価額との差額	-1,035,336 円 (電話加入権他)
公益目的財産額	<u>157,862,001 円</u>

2. 公益目的支出計画で実施する事業内容

一般社団法人へ移行後に公益目的支出計画として実施する継続事業は以下の通りとなる。

【継続事業】

我が国における競争力のある産業の創出、各産業における生産性向上を計るための鍵を握るのは IT である。この IT の利活用による競争力強化や中小企業の経営力向上を実現することが日本経済にとって喫緊の課題であり、その中でもソフトウェア産業は重要な産業となっていることを踏まえ、平成 23 年度以降も引き続き以下の活動を継続して行う。

1) 調査研究事業 (旧定款：第 4 条 (1)、(3)、(4)、(6))、

(新定款案：第 4 条 (1)、(2)、(3)、(4)、(6))

経済社会活動の基盤となる汎用ソフトウェア製品への利用・活用が進みつつあり、その市場拡大が期待されている。その利活用促進のため、ソフトウェア製品に関する利用形態や利用動向、取引慣行の実態、関連税制改正、高度 IT 人材の育成、ソフトウェア産業のグローバル化等についての調査研究を、法務・知財委員会、技術委員会、人材育成委員会、ソフトウェア会計・税務委員会、国際委員会を中心に行い、その結果を Web 等で公表するとともにセミナー・説明会等を開催する。

2) 普及啓発事業 (旧定款：第 4 条 (5)、(6))、(新定款案：第 4 条 (5)、(8))

ソフトウェア製品を活用した取引の信頼性を向上するために、平成 22 年度より開始した「情報システム取引者育成プログラム」の普及啓発活動を契約検討委員会および関係団体等との協力で行う。また、新たなソフトウェア製品や最新技術等に関する情報を、会員およびソフトウェア利用者に広く提供することで、我が国のソフトウェア製品の利用促進を図る。

3) ベンチャー企業育成事業 (旧定款：第 4 条 (5))、(新定款案：第 4 条 (4))

ソフトウェア製品の開発者および利用者の多くはベンチャー企業であることから、ベンチャー企業を育成・支援するためのセミナーの開催を行う。また開発製品のアライアンスの場を提供し、そのアライアンス実績を評価する表彰制度などを行い、ソフトウェア産業の活性化に繋げていくことで、我が国のソフトウェア産業の発展に寄与する。

なお、上記を実施するための財源及び人員は以下の通り。

< 事業実施のための財源 >

当協会の会費収入を充てるほか、各種説明会等の参加費も経費の一部に充当する。

< 事業実施のための人員 >

関係各委員会・研究会の委員および事務局職員 (6 名) にて実施する。

上記の継続事業以外には「その他の事業」、「協会運営等」の費用がある。

その他の事業

1) 認定試験事業 (CAD 利用技術者認定試験、会計ソフト実務能力試験)

・ CAD 普及委員会・会計ソフト普及委員会

2) プライバシーマーク審査事業

・ プライバシーマーク審査判定委員会

3) 展示会事業 (CEATEC JAPAN の開催)

4)受託事業(経理業務、システム管理業務等受託)
協会運営等
總會・理事会・賀詞交歓会・懇親会・広報関係・管理業務等

3. 公益目的支出計画で実施に伴う収支見込額(1年間)

公益目的支出の見込額(平均の額) 37,208,000 円

実施事業収入の見込額(平均の額) 2,240,000 円

公益目的収支見込額 34,968,000 円

見込額の根拠は、別添「公益目的支出計画/事業別収支予算書(平成23年度版)」参照

4. 公益目的支出計画実施期間

公益目的財産額 157,862,001 円 ÷ 公益目的収支見込額 34,968,000 円 4.5 5年

平成24年4月～平成29年3月末

5. 公益目的残額が零となる予定の事業年度の末日

平成29年3月31日

6. 申請先行政庁

内閣府

上記公益目的支出計画中の公益目的財産額は、平成22年度末の数値であり、法令上、公益目的財産額の算定日は、認可後、移行登記日の前日となる。したがって、移行認可の時期によっては、申請時の公益目的財産額と実際の確定額が異なり、公益目的支出計画の実施期間が変更になることがある。

公益目的支出計画 / 事業別収支予算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科目	実施事業等会計				その他会計				法人会計	内部取引控除	合計	
	継続1 調査研究事業	継続2 普及啓発事業	継続3 NPO等育成事業	共通	小計	他1 認定試験	他2 展示会	他3 受託				他4 PR・調査
一般正味増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
受取人会金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	700,000
受取人会金												700,000
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	910,000,000
受取会費												910,000,000
特別会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100,000
特別会費												1,100,000
事業収益	400,000	820,000	1,020,000	0	2,240,000	0	3,150,000	2,520,000	39,250,000	0	44,920,000	90,000
事業収入	400,000	820,000	1,020,000	0	2,240,000	0	3,150,000	2,520,000	39,250,000	0	44,920,000	90,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,140,000
雑収入												11,140,000
経常収益計	400,000	820,000	1,020,000	0	2,240,000	0	3,150,000	2,520,000	39,250,000	0	44,920,000	104,030,000
(2) 経常費用												
事業費	23,368,000	7,153,000	6,687,000	0	37,208,000	1,354,000	4,558,000	1,840,000	39,514,000	0	47,266,000	84,474,000
給料手当	11,933,000	3,167,000	3,067,000	0	18,167,000	494,000	2,639,000	1,065,000	20,994,000	0	25,192,000	43,359,000
法定福利費	1,540,000	409,000	396,000	0	2,345,000	64,000	341,000	137,000	3,074,000	0	3,616,000	5,961,000
福利厚生費												310,000
旅費交通費	639,000	779,000	105,000	0	1,523,000	6,000	32,000	13,000	606,000	0	657,000	2,180,000
通信運搬費												150,000
委託費	1,488,000	845,000	295,000	0	2,608,000	48,000	254,000	102,000	5,848,000	0	6,252,000	8,860,000
賃借料	4,953,000	1,315,000	1,273,000	0	7,541,000	205,000	1,085,000	442,000	3,935,000	0	5,677,000	13,218,000
光熱水料費												0
リース料	557,000	148,000	143,000	0	848,000	23,000	123,000	50,000	873,000	0	1,069,000	1,977,000
会議費	400,000	330,000	600,000	0	1,330,000	100,000			40,000	0	140,000	1,470,000
会場費	60,000		180,000	0	240,000						0	240,000
印刷製本費	300,000		70,000	0	370,000				250,000	0	250,000	620,000
新聞図書費	50,000			0	50,000				20,000	0	20,000	70,000
消耗品費	232,000	62,000	60,000	0	354,000	9,000	51,000	21,000	349,000	0	430,000	784,000
諸会費												120,000
諸謝金	1,130,000	50,000	470,000	0	1,650,000	400,000			1,210,000	0	1,610,000	3,260,000
租税公課									1,500,000	0	1,500,000	1,500,000
修繕維持費	88,000	23,000	23,000	0	134,000	4,000	19,000	8,000	179,000	0	210,000	344,000
支払手数料									20,000	0	20,000	20,000
保険料	18,000	5,000	5,000	0	28,000	1,000	4,000	2,000	36,000	0	43,000	71,000
雑費		20,000			20,000						0	20,000

第7号議案

理事選任の件

平成 23 年 5 月理事会にて新理事 2 名が選任されました。
よって、平成 23 年度の理事・監事は以下の通り。

社団法人コンピュータソフトウェア協会 平成23年度 理事・監事

(敬称略)

会長 (1名)

和田 成史 ワダ シゲフミ (株)オービックビジネスコンサルタント 代表取締役社長

副会長 (4名)

襟川 恵子 エリカワ ケイコ コーエーテクモホールディングス(株) 取締役名誉会長
木下 仁 キノシタ ジン (株)アールワークス 代表取締役社長
山本 祥之 ヤマモト ヨシユキ (株)インテリジェントウェイブ 代表取締役 社長執行役員
荻原 紀男 オギワラ ノリオ (株)豆蔵OSホールディングス 代表取締役社長

専務理事 (1名)

前川 徹 マエガワ トオル 社団法人コンピュータソフトウェア協会 最終官職：
通商産業省機械情報産業局 情報政策企画室長

常任理事 (9名)

豊田 崇克 トヨダ タカヨシ ネクストウェア(株) 代表取締役社長
山田 正彦 ヤマダ マサヒコ (株)ワコム 代表取締役社長
大三川 彰彦 オオミカワ アキヒコ トレンドマイクロ(株) 取締役 日本地域担当
板東 直樹 バンドウ ナオキ アップデート テクノロジー(株) 代表取締役社長
藤井 洋一 フジイ ヨウイチ 日本ナレッジ(株) 代表取締役
五十木 正 イカルギ タダシ (株)ワークスアプリケーションズ 執行役員
佐藤 武 サトウ タケシ ミラクル・リナックス(株) 取締役会長
水谷 学 ミズタニ マナブ ビー・シー・エー(株) 代表取締役社長
田中 啓一 タナカ ケイイチ 日本事務器(株) 代表取締役社長

理事 (21名)

樋口 泰行 ヒグチ ヤスユキ 日本マイクロソフト(株) 代表執行役社長
溝口 泰雄 ミゾグチ ヤスオ ソフトバンクBB(株) 取締役 常務執行役員
竹原 司 タケハラ ツカサ (株)デザイン・クリエイション 最高顧問
牧田 孝 マキタ タカシ (株)社会情報サービス 代表取締役社長
大塚 裕司 オオツカ ユウジ (株)大塚商会 代表取締役社長
青野 慶久 アオノ ヨシヒサ サイボウズ(株) 代表取締役社長
田中 聡 タナカ サトシ (株)ミクロス ソフトウェア 代表取締役社長
高部 美紀子 タカベ ミキコ (社)コンピュータソフトウェア協会 事務局長 (常勤)
多田 敏男 タダ トシオ T A C(株) 取締役副社長
平野 高志 ヒラノ タカシ ブレークモア法律事務所 弁護士
宇野 和彦 ウノ カズヒコ (株)スキルメイト 代表取締役
古澤 美行 フルサワ ヨシユキ (株)日経BP 取締役 技術情報グループ統括
根来 龍之 ネゴロ タツユキ 早稲田大学 IT戦略研究所 所長 / 大学院商学研究科 (ビジネススクール) 教授

田中 辰雄 タナカ タツオ 慶應義塾大学 経済学部 准教授
吉田 和正 ヨシダ カズマサ インテル(株) 代表取締役社長
志賀 徹也 シガ テツヤ 日本オラクル(株) 副社長執行役員
向井 眞一 ムカイ シンイチ (株)内田洋行 名誉会長
杉本 淳一 スギモト ジュンイチ (株)コスモ・コンピューティングシステム 代表取締役
張 佶 チョウ キチ 長城コンサルティング(株) 代表取締役社長
新任 金丸 恭文 カネマル ヤスフミ フューチャーアーキテクト(株) 代表取締役会長兼社長
新任 東尾 公彦 ヒガシオ キミヒコ コナミ(株) 代表取締役

監事 (2名)

山田 隆明 ヤマダ タカアキ 山田隆明公認会計士事務所 公認会計士
浅野 悦男 アサノ エツオ (株)ビジネスアプリケーション 代表取締役社長

(理事:36名、監事:2名)